

勝連南風原
景観地区
の区域



※建築物又は工作物が図に示す境界線（赤枠）の内外にわたる場合は、
当該建築物又は工作物は、すべて景観地区の区域内にあるものとします。

- 本集落ゾーン
- 県道16号線ゾーン
- 勝連城跡環境保全ゾーン